

総務委員会 委員長報告

今期定例会において、総務委員会に付託となりました議案31件、請願1件につきまして、3月6日、9日及び本日、委員会を開催し、審査を行いましたので、ご報告申し上げます。

議第1号 松江市債権管理条例の制定については、質疑に対し、執行部より、中核市58市のうち41の市で同様の債権管理条例を制定している。債権を管理する複数の課が重複する業務を行っていたり、十分に調査ができていない場合があり、税の守秘義務に反しない限りで、情報共有を行っていく。私債権については、債務者が時効の援用をしない場合でも、時効の期日が到来したものについては、債権の放棄ができることとしたものである。未納の際の遅延損害金は、民法に規定される法定利息を適用することとなる。などの答弁があり、討論では、一委員より、債権管理の適正化だけでなく、生活困窮者への視点など、債務者側に対しても問題意識を持っていただきたいとの意見があり、採決の結果、議第1号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、質疑に対し、執行部より、募集人数1,145人のところに、募集を上回る1,229名の応募があった。採用試験を行い、合格発表も終えたところである。職種によって若干不足している所もあるが、追加試験を行い、4月にはほぼ定員を満たしてスタートすることとしている。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第3号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第4号 松江市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、「善意でかつ重大な過失がないため、免責とする」旨の判断は誰が行うのか。判断するためのマニュアル等があるのか。との質疑に対し、執行部より、軽過失であるかの判断は、住民訴訟における判決文の記載に基づいて市が決定するものであり、このための審査委員会などを設けるものでない。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第4号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第5号 松江市職員定数条例の一部改正については、職員定数の対象から除外する「産前産後休暇の代替職員等の1年以内に限り任用する職員」について、その待遇はどうか。との質疑について、執行部より、臨時的任用職員は正規職員の代替として任用するものであり、正規職員と同じ処遇の給与となる。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第5号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第9号 松江市印鑑条例の一部改正については、質疑に対し、執行部より、成年被後見人の意思能力の有無については、一定の要件をみたし、被後見人が意思能力を有すると認められた場合において、処理するよう、総務省から通知されている。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第9号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第10号 松江市国民健康保険条例の一部改正については、低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の拡充について、5割軽減及び2割軽減の拡充対象となる世帯数についての質疑に対し、執行部より、全体で1万4,388世帯、昨年と比較して115世帯増えるものである。などの答弁があり、討論では、一委員より、軽減対象が拡充されることは歓迎するが、一方で、改正により賦課限度額が引き上げられる世帯は低所得の階層から始まっていると思われ、重い負担となることから反対。一委員より、本来、国において処理していく部分ではあるが、現状では会計を維持するためにやむを得ない措置であると考え賛

成。との意見があり、採決の結果、議第10号は、賛成多数により原案可決すべきものと決しました。
議第41号 包括外部監査契約の締結については、質疑に対し、執行部より、契約金額は、監査人1名及び監査人が選任する補助人2名の報酬並びに旅費や報告書作成経費など諸費用の合計である。本年度は、監査人及び補助人の2名とも弁護士を選任している。将来的には、地方公共団体の会計事務に精通する者として、公認会計士との契約も想定している。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第41号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第45号 議決事項の一部変更については、各施設の利用状況に関する質疑に対し、執行部より、平成30年度の利用人数は、鹿島武道館が4,906人、鹿島御津地区体育館が7,976人、鹿島片岡運動場が181人である。との答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第45号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

指定管理者の指定に関する議第46号から、議第57号まで、議案12件については、スポーツ施設の指定管理者を指定するもので、関連があるため一括議題としました。質疑に対し、執行部より、非公募により指定管理者を選定する際は、地域に密着した、地域の皆様から信頼されている団体を、実績等を踏まえて慎重に判断しているところである。また、指定管理料については、当該施設の過去3年間の平均値に基づき積算している。次に、非公募により選定する団体の適格性を判断するにあたり、十分な審議を行なうことができるよう、議案の提出時期を早めてほしい。との質疑に対して、執行部より、提出時期は今後検討させていただきたい。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第46号から議第57号は、それぞれ全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第58号 指定管理者の指定については、松江市西菅田集会所について、西菅田町内会を指定管理者に定めるもので、質疑に対し、執行部より、指定管理料の用途は、管理人手当、光熱水費、及び消耗品や修繕費である。との答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第58号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第86号 令和元年度松江市国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号 については、質疑に対し、執行部より、財政調整基金の残高は、およそ16億8千万円である。などの答弁があり、討論で意見はなく、採決の結果、議第86号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第2号 松江市監査委員条例及び松江市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、

議第6号 松江市報酬費用弁償支給条例の一部改正について、

議第7号 松江市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、

議第8号 松江市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、

議第35号 財産の無償譲渡について、

議第87号 令和元年度松江市宍道国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算 第3号、

議第88号 令和元年度松江市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 第3号、

議第90号 令和元年度松江市鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計補正予算 第2号

以上の議案8件については、質疑、意見ともになく、採決の結果、それぞれ全会一致で原案可決すべきものと決しました。

議第109号 松江市副市長 定数条例の一部改正については、質疑で主なものは、他自治体での状況につ

いての質疑に対し、執行部より、平 30 年 4 月 1 日現在の総務省調査で、副市長が 3 人体制となっているところは 15 市あり、そのうち政令市が 14 市、中核市では枚方市が 1 市である。その後、中核市においては、昨年、東大阪市が 3 人体制となっている。次に、他自治体では事例が少ないが、導入するには「大きな成果を早期に出す」との強い思いが必要であると思われる。導入にあたっての考え方を伺う。との質疑に対し、執行部より、今回は、未来につながる中心市街地のまちづくりを進める中で、大橋川改修事業や JR 松江駅から殿町にかけての再整備事業等を一層推進するため、国土交通省からの知識や経験が必要であると判断したもので、ご理解いただきたい。次に、副市長 3 人体制は恒常的なものかとの質疑に対し、執行部より、状況に合わせて市長が判断することになる。などの答弁があり、討論では、一委員より、大橋川の背後地のまちづくりのために高い知見が必要であると思われるので、賛成。との意見があり、採決の結果、議第 109 号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書の提出については、紹介議員からの説明ののち、質疑では、松江市民で冤罪に苦しんでいる方がいらっしゃるなどの特段の事情があるのか。国会で審議すべきことを松江市議会に出される考え方を伺う。などの質疑があり、討論では、一委員より、DNA 鑑定という科学の進歩が、無罪を証明する道を開いたが、刑事訴訟法の再審に関する部分は、戦後、全く改正が行われていない。科学の進歩に法律が対応できていない状況であり、改正する必要性が極めて高いと考え、採択。一委員より、現在、国において、刑事訴訟法 全体の見直し議論がなされている。刑事訴訟法そのものは変更されるべきであると考えているが、再審手続きのみの変更については、不採択。一委員より、高度な知識を要する事案であり、地方議会にはなじまないものと思われるので、不採択。との意見があり、採決の結果、請願第 2 号は、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で 総務委員会 の報告を終わります。